

報告第 1 号

富津市学校給食材料納入業者登録要綱を制定する告示について

富津市学校給食材料納入業者登録要綱（富津市告示第202号）を別紙のとおり制定し告示したので報告する。

令和 7 年 1 月 23 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市学校給食材料納入業者登録要綱を次のように定める。

令和6年12月12日

富津市長 高橋 恭 市



富津市告示第202号

富津市学校給食材料納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食材料（ご飯、パン及び牛乳を除く。以下同じ。）の安全安心な提供を行うとともに、安定的な供給を確保するため、学校給食材料を納入する事業者（以下「納入業者」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 納入業者として登録ができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校給食の意義及び役割を理解し、並びに食品に関する法律その他の関係法令等を遵守していること。
- (2) 千葉県内に本店、支店、営業所、店舗、工場その他の固定した施設を有していること。
- (3) 登録を希望する業務を継続して2年以上営んでおり（既に登録をしている者が新たに会社を設立した場合であって、業務内容が同様と認められるときを含む。）、かつ、経営状態が良好であること。
- (4) 納税義務が履行されていること。
- (5) 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づく衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両等の設備を有し、及び品質管理が適正に行われていること。
- (6) 製造、加工、包装及び配送に携わる者の細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を速やかに提出できること（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条及び第57条に規定する営業許可が必要な者（以下「許可営業者」という。）

及び営業届出を必要とする者（以下「届出営業者」という。）に限る。）。

- (7) 市長から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出できること。
- (8) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。
- (9) 不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。
- (10) 随時の立入検査等に速やかに応じること。
- (11) 事故等のあった場合は、必要に応じて事故報告書等を提出できること。

（登録の申請）

第3条 納入業者として登録を受けようとする者は、富津市学校給食材料納入業者登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 食品衛生法施行細則（昭和62年千葉県規則第19号）第10条に規定する営業許可証（届出営業者については、営業届出をしていることが確認できる書類（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の2で定める業種を除く。））の写し
- (2) 直近の食品衛生監視票の写し（許可営業者に限る。）
- (3) 納税証明書（全税目）又は納税証明願（完納証明）（富津市以外に所在地又は住所地がある場合は、県税に未納がないことの証明書（全税目））
- (4) 誓約書（別記第2号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第4条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、登録の可否を決定し、富津市学校給食材料納入業者登録決定（却下）通知書（別記第3号様式）により通知するとともに、登録が決定した者（以下「登録業者」という。）を富津市学校給食材料納入業者登録名簿（別記第4号様式）に登録するものとする。

2 前項の規定による登録は、別表の取扱食材区分の欄に定めるところにより行うものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、前条第1項の規定により登録した日から2年以内であつて、市長が定める日までとする。

(登録の変更)

第6条 登録業者は、登録事項に変更が生じたとき又は登録を廃止し、若しくは営業を休止し、若しくは廃止しようとするときは、富津市学校給食材料納入業者登録事項変更・休止・廃止届出書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(登録の取消し又は停止)

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による登録を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 第2条に規定する登録の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 誓約書の内容に違反するとき。
- (3) 誠実に学校給食材料を納入しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消し、又は停止することが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は停止しようとするときは、富津市学校給食材料納入業者登録取消（停止）通知書（別記第6号様式）により登録業者に通知するものとする。

(登録状況の公表)

第8条 市長は、第4条第1項の規定により登録した登録業者の取扱食材区分、商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名を当該登録の有効期間中、市ホームページへの掲載その他効果的な方法により公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、納入業者の登録について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

取扱食材区分	品目の例示
一般物資	鶏卵 乳製品 調理加工品 冷凍食品 乾物 缶詰 調味料 油脂類 豆腐 こんにゃく 野菜加工品
肉 類	豚肉 鶏肉 牛肉 ハムソーセージ 加工肉
青 果 類	野菜類 果実類 きのこと類
地場産物	地場産の農林水産物、地元の企業等が製造した物及び地場産物を原材料として使用した加工品（醤油 味噌 豆腐 農産物 水産物 林産物 畜産物）

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録申請書

年 月 日

富津市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

富津市学校給食材料納入業者として登録を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

取扱食材区分	1 一般物資 2 肉類 3 青果類 4 地場産物 ※ 1 及び 4 については、主に取り扱っているもの ()
業 態	1 生産 2 加工 3 卸売 4 小売 5 製造
住所又は所在地	〒
ふりがな 商号又は名称	
ふりがな 代表者氏名	
電 話 番 号	()
F A X	()
メールアドレス	
担当者氏名	

緊急時連絡先	() -						
取引銀行 (代金振込先)	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協 郵便局 支・本店				
	口座種別 普通・当座		口座番号				
事業開始年月日	年 月 日						
事業所の規模	従業員数		人				
	施設の面積	店舗	m ²	加工施設 m ²			
		倉庫	m ²				
		冷凍施設	m ² 又は0				
		冷蔵施設	m ² 又は0				
輸送能力	直営・委託 (委託の場合は、委託業者名) 配送車 台 (うち、冷蔵車 台、冷凍車 台)						
輸送時温度管理 (冷凍又は冷蔵が必要な場合)		1 冷蔵車又は冷凍車 2 クーラーボックス等を活用 3 その他(具体的に)					
従業員の健康管理	細菌検査の頻度	月 回					
配送の距離等	調理場までの距離 km		配送車で所要時間 時間 分				
主な仕入先							
主な取引先							

第2号様式（第3条関係）

誓約書

私は、富津市学校給食共同調理場への学校給食材料納入に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 学校給食の意義及び役割を理解し、並びに食品に関する法律その他の関係法令等を遵守していること。
- 2 納入する学校給食材料については、店舗、倉庫等の環境衛生及び物資の取扱い及び配送の温度管理に細心の注意を払い、不適格品や不良品の無いよう万全を期すこと。
- 3 納入する学校給食材料に品質不良、異物混入等の不適格品、数量の不足等がある場合は、富津市学校給食共同調理場の指示により直ちに返品、交換、補充の措置をとる等、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。
- 4 給食材料を納入する場合は、必ず物品の検量、検収を受けること。
- 5 従業員の衛生管理教育及び健康管理に万全を期すこと。

また、許可営業者及び届出営業者は、製造、加工、包装、及び配送に携わる者の細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を提出すること。

- 6 衛生検査結果、事故報告書等の提出、立入検査等を求められた場合は、速やかに報告書を提出し、又は指示に従うこと。
- 7 この誓約の不履行、その他市長に不利益をもたらす行為があったと認められたときは、登録を取り消し、又は一時的に停止されても異議を申し立てないこと。

誓約不履行により市長に対して損害を与えたときは、責任を持って当方が負担すること。

なお、登録の取消、資格の停止により生ずる損害賠償請求その他の異議申し立てについて市長に行わないこと。

- 8 その他市長の指示に従うこと。

年 月 日

富津市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

第3号様式（第4条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録決定（却下）通知書

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市学校給食材料納入業者として、貴社（店）の登録を下記のとおり決定（却下）しましたので、富津市学校給食材料納入業者登録要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

1 決 定

（1）登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

（2）登録所在地又は住所

（3）登録商号又は名称

（4）登録代表者氏名

（5）取扱食材区分

2 却 下

却下理由

第4号様式（第4条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録名簿

	取扱食材区分	商号又は名称	所在地又は住所	代表者氏名
1	一般物資			
2				
3				
4				
5	肉類			
6				
7				
8	青果類			
9				
10				
11				
12	地場産物			
13				
14				
15				

第5号様式（第6条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録事項変更・休止・廃止届出書

第 号
年 月 日

富津市長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者又は氏名

下記のとおり変更・休止・廃止したいので、富津市学校給食材料納入業者登録要綱第6条の規定により届出します。

記

変更年月日	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
休止年月日	
廃止年月日	

第6号様式（第7条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録取消（停止）通知書

富津市達第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市学校給食材料納入者登録要綱第7条の規定により、貴社（店）の学校給食材料納入業者登録を取り消し、又は停止したので通知します。

記

1 取消日（停止日）

年 月 日（から 年 月 日まで）

2 取り消し、又は停止した理由